

**有害微生物の調査の実施**  
**微生物リスク管理対策事業のうち**  
**微生物リスク管理基礎調査事業委託費（拡充）**

**1. 事業内容**

**(1) 有害微生物サーベイランス・モニタリング調査**

**① 有害微生物の汚染実態調査の実施**

「サーベイランス・モニタリング計画」に基づき、有害微生物による食品や生産環境の汚染実態を把握し、リスク管理措置を検討するための基礎となるデータを整備するとともに、国際機関や事業者等に情報を提供する。また、計画期間中に、食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、緊急的に汚染実態の調査を実施する。

**② 妥当性確認**

実態調査を実施するに当たり、検査方法が検出限界、再現性等の要件を満たすかどうかを確認するため、菌数既知の参照菌株を試料に添加する等により検査方法の妥当性を確認する。

**(2) リスク管理措置検討・検証のための調査**

汚染実態の調査結果に基づき、既存の汚染低減対策の見直しや新たな汚染低減対策の策定を行う。さらに、これらの低減対策の効果を検証するための調査を実施する。

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| <b>2. 委託先</b>         | 民間団体等       |
| <b>3. 事業実施期間</b>      | 平成19年度～23年度 |
| <b>4. 平成21年度概算決定額</b> | 123（114）百万円 |

【担当課：消費・安全局消費・安全政策課 03-3502-5722(直通)】